

大仙市等級格付外業者の選定の基準に関する運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市入札契約資格審査実施要綱第9条の規定により等級格付された者以外の者の選定の基準について定めるものとする。

(格付外業者)

第2条 大仙市内に本店を有し、全ての工種について等級格付されていない者を格付外業者とする。

(選定の基準)

第3条 格付外業者は、1件の金額が130万円以下の随意契約をする工事について選定することができる。

2 選定することができる工種は、当該業者が総合評定値の審査対象として申出を行っている工種とする。

附 則

この基準は、平成18年2月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。